

愛知県介護職員処遇改善支援補助金に係る変更交付申請手続きにおける計画書の修正に関する注意事項

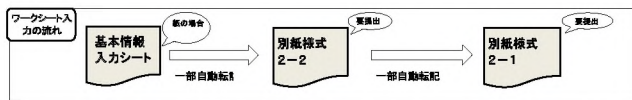
基本情報入力シート

（補助金）作成用 基本情報入力シート

別紙様式2

【注意】本シートは様式作成用のため、本計画書の提出を紙で行う場合、本シートの提出は不要です。ただし、都道府県に電子媒体で提出する場合は、本シートを削除せずそのまま提出してください。

●別紙様式2-1を完成させるには、「基本情報入力シート」「別紙様式2-2」から転記される情報が必要です。まずはこれらのシートを完成させてください。



●「様式2-1」に記載する補助金による賃金改善の見込額について、具体的な算出方法は明記いたしません。各職員に対して補助金を原資として行う月の賃金改善額を積み上げる（足し上げる）などの適切な方法により推計してください。また、「賃金額」を記入する際には、基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）を含む金額を記入してください。

1 提出先に関する情報

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の届出に係る提出先（事業所の所在地の**都道府県**）を選択してください。

提出先 **愛知県**

2 基本情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が各様式に反映されます。

法人名	フリガナ	〇〇ケアサービス
名称		〇〇ケアサービス
法人住所	〒	4 8 0 0 - 8 5 0 1
	住所1（番地・住居番号まで）	名古屋市中区三の丸3-1-2
	住所2（建物名等）	〇ビル2F
法人代表者	様名	代表取締役
	氏名	藤知 花子
法人番号		0123123456789
書類作成担当者	フリガナ	アイチ タロウ
	氏名	藤知 太郎
連絡先	電話番号	XXX-XXX-XXXX
	E-mail	aaa@aaa.aa.jp

3 補助金の対象事業所に関する情報（1の提出先に提出するべき事業所のみ記載）

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-2（補助金）に反映されます。

※「一月あたり介護報酬総単位数」は、一月あたり介護報酬単位数として見込まれる単位数を、令和5年2月から5月までの4か月の介護報酬単位数（各種加算減算を含む。また、処遇改善加算、特定加算及びベネフィット加算を含む。）を4で除するなどの適切な方法によって推計し、事業所ごとに記載すること。

通し番号	介護保険事業所番号	指定種別名	事業所の所在地		サービス名	一月あたり介護報酬総単位数(円)	1単位数あたりの単価(円)
			都道府県	市区町村			
1	2312345678	愛知県	名古屋市	介護保険事業所名称01	訪問介護	225,000	10.42
2	2334567890	半田市	半田市	介護保険事業所名称01	訪問型サービス(総合事業)(独自/定率・定額(A3・A4))	95,000	11.40
3	2334567891	愛知県	春日井市	介護保険事業所名称02	通所介護	385,000	10.27
4							10.00
5							10.00

○基本情報入力シートでは、この欄（赤枠）以外は修正しないでください。

修正の際は、毎月国保連合会から配信される報酬額のお知らせに示された2～5月分の報酬の実績を踏まえ、過少とならないよう注意してください。

※月遅れ請求等を考慮して、多めに記載いただいても構いません。

別紙様式2-1

提出先 愛知県

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金 処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ	〇〇ケアサービス		
法人名	〇〇ケアサービス		
法人所在地	〒	460-8501	
	名古屋市中区三の丸3-1-2		
	〇ビル 2F		
フリガナ	アイチ タロウ		
書類作成担当者	愛知 太郎		
連絡先	電話番号	XXX-XXX-XXXX	E-mail aaa@aaa.aa.jp

2 賃金改善計画について

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年2～5月分)	275,228	円
②賃金改善の見込額(令和6年2～5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	300,000	円
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)		
i) 介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年4・5月分)	137,614	円 (90.83) %
ii) 賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	150,000	円
iii) うち、基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)(右欄の額はi)欄の額の2/3以上となること)	125,000	円
介護職員の賃金改善の見込額(参考)	100,000	円
うち、基本給等による改善の見込額	80,000	円 (80.00) %
(一月あたり 40,000 円)		
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)	50,000	円
うち、基本給等による改善の見込額	45,000	円 (90.00) %
(一月あたり 22,500 円)		

【記入上の注意】

○金額の修正がある場合、別紙様式2-1では、この欄（赤枠）以外は修正しないでください。

なお、別紙様式2-2は、原則修正できません。

・「処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1（実績報告書）3を参照すること。
 ・サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることとする。
 ・ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。